令和２年度事業報告

社会福祉法人　さとり

令和２年度事業計画に基づき次のとおりご報告致します。

短期・中期計画

短期計画（１年～３年）

法人	施設
・サービスの向上 利用者の満足度調査及びアンケート実施 ・組織の強化 マナー研修（新卒･中途採用職員を対象）など、法人独自の研修を実施 ・人材の育成と確保 定期的に学校訪問を実施し、校内での就職説明会参加 外部の就職説明会参加 学生の保育補助を雇用し将来正職見込みの確保 実習生の積極的受入	・子どもたちの気持ちを受け止め寄り添えるようにケース会議を実施 ・交流や職場体験を積極的に実施し意見交換など行った ・クラス便りなど、より保護者に伝わりやすくまた安心して頂けるよう、掲示物には写真を多く使い実施

中期計画（３年～５年）

法人	施設
・サービスの向上 各マニュアルの整備（継続） 最新データへの変更を実施 災害時の備蓄品の整備（継続） ・組織の強化 職員を外部研修に多く参加させ個々のスキルアップを実施 ・人材の育成と確保 各職場の意見を徴収する為の巡回実施（継続）	・子どもたちの成長に応えられるような保育環境の整備 ・地域との交流、小中学校等との交流や職場体験を定期的な事と位置付けながら時代に合わせるよう継続していく（継続中） ・保護者の多様な働き方に対応できるよう安心して働けるような心配りや、保育の様子が保護者に伝わるように手段方法を充実させていく（継続中）

運営基本方針・保育方針・保育目標・保育内容

1．運営基本方針

児童福祉法を守り、保護者との連絡を密にし、情報公開・育児支援に努め、全ての子ども達が公平・公正に、保育所保育指針を基本に行う。（実施）

2．保育方針

- 自然に囲まれた近隣の散歩の際など、自然に触れながら散策しました。
- 保育を通じ、働く女性の子育てを支援する意向を伝え、保護者の育児相談受入など積極的に取り組みました。
- 地域や家庭との連携をとれるよう交流会や育児講座・研修会を実施しました。
- 伝統行事に触れながら、季節の変化、家族や郷土への感謝を確認しつつ心豊かな人間の育成を図る保育をしました。

3．保育目標（めざす園児のすがた）

- あいさつのできる子
- みんなとなかよく遊べる子
- 思いやりのある元気な子

上記３つの子ども像を目標に、一人ひとりの個性、感情、情緒を尊重し援助しました。

4．保育内容

子ども達にふさわしい環境を整え、専門の立場から一人ひとりのお子様のすこやかな発達を願って保育を実施し、よい生活習慣、バランスの取れた食事、子ども集団の中での遊びや様々な経験をつみ、乳幼児期に望ましい成長発達を促す保育をしました。

また、端午の節句や桃の節句など、わが国や地域の伝統行事を実施し、季節の食材を使い食育講座で子どもと一緒に調理をしながら家族・郷土への愛情を育くめる保育を行いました。幼児期から様々な風習や伝統に接することにより、学齢期における「礼節」「規律」「道徳」「自律」形成の基本を養う保育を実施しました。

さらに、時間外保育、延長保育、緊急一時保育、非定形一時保育、障がい児保育、地域育児センター事業、世代間交流などを実施し、園児だけでなく、近隣や家庭のニーズに対応し、開かれた保育を実施しました。

実施保育事業と運営施設

5．実施保育事業

ナーサリースクールＴ＆Ｙ南台

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	９人	10人	10人	10人	10人	11人
保育事業	・通常保育事業（延長保育・特別延長保育含む） ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（相模原市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	３人	２人	２人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児６人につき保育士１人以上 ３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
延長保育時間	午後０６時００分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）					
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで					
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで					
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）					

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 南台		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。 ただし同一月以内で 3 回以上延長保育を利用した場合、該当月額延長保育料の徴収とする。	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおり及び重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

南林間保育園

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	９人	12人	12人	15人	19人	19人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（大和市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	３人	３人	２人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児６人につき保育士１人以上 ３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後06 時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
延長保育時間	午後０６時００分から午後08 時００分まで（土曜日はありません）					
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08 時３０分から午後04 時３０分まで					
土曜日の保育時間（８時間）	午前08 時３０分から午後04 時３０分まで					
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後08 時００分まで（土曜日はありません）					

利用料金ならびに支払い方法		南林間保育園
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	18：00～19：30	7,500 円
	18：00～20：00	10,000 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	16：30～19：30	15,000 円
	16：30～20：00	17,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。 ただし同一月以内で 3 回以上延長保育を利用した場合、該当月額延長保育料の徴収とする。	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおり及び重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き、電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙ中央林間

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	12人	17人	17人	17人	17人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（大和市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	３人	３人	２人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児６人につき保育士１人以上 ３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後06時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
延長保育時間	午後０６時００分から午後08時００分まで（土曜日はありません）					
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時３０分から午後04時３０分まで					
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時３０分から午後04時３０分まで					
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後08時００分まで（土曜日はありません）					

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 中央林間		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	18：00～19：30	7,500 円
	18：00～20：00	10,000 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 に夕捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	16：30～19：30	15,000 円
	16：30～20：00	17,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 に夕捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。 ただし同一月以内で 3 回以上延長保育を利用した場合、該当月額延長保育料の徴収とする。	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおり及び重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き、電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

若草保育園

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	16人	18人	23人	23人	23人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業(大和市の要綱及び指導に基づいて実施)					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	４人	３人	２人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児６人につき保育士１人以上 ３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後06時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					

保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
延長保育時間	午後０６時００分から午後07時００分まで（土曜日はありません）

保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後07時００分まで（土曜日はありません）

利用料金ならびに支払い方法		若草保育園
延長保育料	平成３１年度は公立保育園の料金に準じる	
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	利用承認を受けた場合の負担額：　月額欄 利用承認を受けずに利用した場合の負担額：　日額（一月に１回のみ。２回からは月額）	
主食提供	月額 1,000 円	
副食費	月額4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおり重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き、電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙこもれびの森

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	12人	18人	18人	18人	18人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業(相模原市の要綱及び指導に基づいて実施)					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	２人	３人	２人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児６人につき保育士１人以上 ３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後06時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					

保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
延長保育時間	午後０６時００分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時３０分から午後04時３０分まで
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時３０分から午後04時３０分まで
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後０７時００分まで(土曜日はありません)

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y こもれびの森		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 に夕捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 に夕捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。 ただし同一月以内で 3 回以上延長保育を利用した場合、該当月額延長保育料の徴収とする。	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおり及び重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き、口座振替	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙ本郷

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	12人	15人	15人	15人	15人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（海老名市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	３人	３人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児６人につき保育士１人以上 ３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後06時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					

保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
延長保育時間	午後０６時００分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 本郷		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 に夕捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 に夕捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。 ただし同一月以内で 3 回以上延長保育を利用した場合、該当月額延長保育料の徴収とする。	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおり及び重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き、電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙ本厚木

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	12人	12人	15人	17人	18人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（厚木市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	３人	３人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児 4,5 人につき保育士１人以上 ３歳児　園児 15 人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児 20人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　月曜日から金曜日	午前０７時 30分から午後06 時 30分まで					
土曜日	午前０７時 30分から午後０６時 30分まで					

保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時 30分から午後０６時 30分まで
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時 30分から午後０６時 30分まで
延長保育時間	午後０６時 30分から午後０７時 30分まで（土曜日はありません）
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08 時 30分から午後04 時 30分まで
土曜日の保育時間（８時間）	午前08 時 30分から午後04 時 30分まで
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後０７時 30分まで（土曜日はありません）

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 本厚木		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：30～19：00	3,000 円
	18：30～19：30	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	16：30～19：30	15,000 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。 ただし同一月以内で 3 回以上延長保育を利用した場合、該当月額延長保育料の徴収とする。	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおり及び重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き、電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

みなみすがお保育園

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	９人	15人	18人	19人	19人	20人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（厚木市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	３人	３人	３人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。 ０歳児　園児３人につき保育士１人以上 １・２歳児　園児 4,5 人につき保育士１人以上 ３歳児　園児 15 人につき保育士１人以上 ４・５歳児　園児２０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間　　月曜日から金曜日	午前０７時 00 分から午後06 時３０分まで					
土曜日	午前０７時 00分から午後06 時３０分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時３０分から午後０６時３０分まで					
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時３０分から午後０６時３０分まで					
延長保育時間	午後０６時３０分から午後08 時 00分まで（土曜日はありません）					
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08 時３０分から午後04 時３０分まで					
土曜日の保育時間（８時間）	午前08 時３０分から午後04 時３０分まで					

延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後０８時００分まで（土曜日はありません）

利用料金ならびに支払い方法　　みなみすがお保育園		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	07：00～7：30	1,000 円
	18：30～20：00	30 分につき　1,000 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	30 分につき　1,000 円
	16：30～20：00	30 分につき　1,000 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代（1 回 100 円）が別途かかります。 ただし同一月以内で 3 回以上延長保育を利用した場合、該当月額延長保育料の徴収とする。	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収はありません	
その他	その他についてはしおり及び重要事項を参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除き、口座振替	

6．事業日数

３６５日　休日祭日　　73 日　　開園日数　292 日

休　日　　年間休日　122 日　年末年始 12/29～1/3（6 日間）　夏期休日　２日

7．健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう次の点に取り組みました。

１・日常養護・健康管理	２・病気の予防と早期発見	３・安全と事故防止
４・健康増進と保健指導	５・環境衛生	

８．年間保健行事

行事	回数
内科検診	相模原２園：月１回（０歳、１歳）年２回（２歳～５歳）大和３園・本郷：年２回 川崎：毎月
歯科検診	年２回（本郷：本厚木：みなみすがお年１回）
身長・体重	月１回　頭囲・胸囲は南林間・若草以外年２回
尿検査	年１回

９．主な行事

毎月実施	季節実施
避難訓練　　お誕生会	園外保育（遠足）　七夕　運動会 世代交流　クリスマス　発表会 豆まき　ひな祭り　お泊り保育 夏祭り　音楽コンサート

10．子育て支援および育児支援

施設名	内容
ナーサリースクール T&Y 南台	育児・子育て相談・園内解放 体験交流・世代間交流
南林間保育園	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流
ナーサリースクール T&Y 中央林間	育児・子育て相談・園内解放 体験交流・世代間交流
若草保育園	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流
ナーサリースクール T&Y こもれびの森	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流

ナーサリースクール T&Y 本郷	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流
ナーサリースクール T&Y 本厚木	育児・子育て相談・園内解放 体験交流・世代間交流
みなみすがお保育園	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流

職員処遇

１１．健康管理

検診名	回数
健康診断	年１回
細菌検査（腸内）	月１回

１２．職員会議

会議名	回数
職員会議（給食会議を含む）	月１回（年度末は２回）
未満児会議	月１回
以上児会議	月１回
園長会議	月１回
主任会議	月１回

１３．職員研修について

園内外の研修・講習会への参加を積極的に促すことにより保育士個々の、現場でのスキルアップや自己啓発、後進指導などキャリアアップを図る為、次のとおり、課題、階層別目的、報告、自己評価を含め行いました。

・課　　題

①園の運営方針の理解と実践

②職員の危機管理対応能力の向上

③各担当の職務に合った自己評価と資質の向上

以上の３つの課題を念頭に置き、参加・受講をしました。

14. 参加研修・講習

外部研修・講座

研　修　名	受　講　者
新任保育士研修	保育経験がない・経験が浅い保育士
０歳児・１歳児・２歳児・３歳児保育研修	各年齢児クラス担当保育士
４・５歳児保育研修	クラス担当保育士
中堅保育士研修	中堅保育士（２年目から３年目以降）
乳幼児救急法研修	保育士
食物アレルギー対応研修	保育士
子ども虐待防止研修	保育士
障害育児保育担当者研修	保育士
カウンセリングを活かした保育者講座	保育士
リトミック講座	保育士、各園園長
てんかん講座	各園園長
園長・施設長講座	各園園長
主任保育士講座	各園主任
子育て支援専門講座	担当保育士
特別セミナー ・運動遊び・表現活動・保育材料 ・歌って遊ぼう・保育研究・ＳＰＳトレーナー等	保育経験が浅い保育士 中堅保育士

園内研修

研　修　名	対　象　者
各研修・講習参加者による 報告・研修会、ヒヤリハット、 防災等、感染症の対応、安全衛生等	保育士

・研修・受講報告

各研修や講座受講後は必ず文書による報告書を提出する事を義務づけ、現場に有用な研修・講座はさらに次年度参加研修に検討を行っていく。また、他の職員との新しい情報の共有を含め、園内研修なども研修・講座参加者を講師として行った。

・自己評価

各園では学校評価に基づく職員への自己評価を実施しました。

自己評価を実施することによって、年度内の園の教育目標を定めると共に、各職員の職務に対応した課題を特定し見つけることができ、研修や講座を受ける時にも自ら学ぶと言った「意欲」の向上につながっていくと考え行うものとした。

15. その他について

令和２年度は人員募集のスキーム並びに研修制度の確立を第一の目標とし、そのための各種研修の充実並びに本部機能の強化を実施した。

令和２年度は新型コロナウイルスの感染予防として職員・園児の手指消毒、検温、施設・備品・おもちゃ等の消毒、空気清浄、換気などを徹底した。